



大船渡労働基準署ニュース

令和8年7月号

(令和8年6月末日発行)

盛夏の候

大船渡労働基準監督署 署長 飯野 洋司



今年もあっという間に半年が過ぎました。年々、月日が経つのが早く感じられます。

梅雨入りもして、次第に蒸し暑さも増しているところと思いますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。

今回は第14次労働災害防止計画点検表の提出についてのお願いです。

「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画であり、事業者の皆様には、下記のリーフレットに示した重点事項の取組をお願いしているところです。当署では、皆様の毎年の取組状況とその後の結果について、確認と評価を行っており、点検表はそのための基礎資料となります。

事業者の皆様、お忙しいところ恐縮ですが、是非とも点検表の提出にご協力をお願いいたします。

第14次労働災害防止計画 点検表の提出にご協力お願いいたします

第14次労働災害防止計画

厚生労働省では、令和5年4月から令和10年3月までを計画期間とし多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、国・事業者・労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を策定し、各事項の取組を推進しております。

重点事項につきましては、右の「第14次労働災害防止計画の達成状況確認のため点検表の回答にご協力お願いします！」裏面等を参照ください。

詳細はこちら！

点検フォームを新設しました！

これまで大船渡労働基準監督署では、上記計画の達成状況を確認するため、主に紙の点検表への記載・提出をお願いしておりましたが、この度、岩手労働局HP「大船渡監督署からのお知らせ」内にWeb上で回答から提出まで一貫で実施できる専用フォームを作成しました（所要時間約5分）。

事業場での取り組み状況を把握する機会にもなりますので、ぜひお気軽にご回答ください。

二次元コードは
こちら！



エイジフレンドリーガイドラインが『エイジフレンドリー指針』へ！

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に「**高年齢者の労働災害防止のための指針**」（**エイジフレンドリー指針**）が策定されました。

事業主が講ずべき措置

1 安全衛生管理体制の確立等

- ・経営トップによる方針表明及び体制整備
- ・労働災害防止のための**リスクアセスメント**実施
→高年齢者の身体機能等の低下もリスク検討時に踏まえる必要あり

リスクアセスメントとは…？
という皆様はこちら！



2 職場環境の改善

- ・（リスクアセスメント結果に基づき）
身体機能の低下を補う設備・装備の導入
＆
高年齢者の特性を考慮した作業管理の検討

設備導入等の費用が補助される場合があります！
詳細は下記「**エイジフレンドリー補助金**」を確認！

3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- ・健康状況・体力の状況把握
→体力状況の客観把握のため、主に高年齢者を対象とした**体力チェック**を継続的に実施

【体力測定等の参照】

厚労省
「転倒等リスク評価セルフチェック票」



4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の労働者の健康や体力状況を踏まえた措置
- ・高年齢者の状況に応じた業務の提供
→治療と就業の両立は「**治療と就業の両立支援指針**」に基づいた取組に努めましょう
- ・心身両面にわたる**健康保持増進措置**

【各項目参考資料】



厚労省
「～転倒・腰痛予防！～
『いきいき健康体操』」

転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」



5 安全衛生教育

- ・高年齢者に対する教育
- ・管理監督者等に対する教育

指針に関する参考資料



指針本文



リーフレット

エイジフレンドリー補助金

高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や、専門官による指導を受けるための経費の一部を補助します。

補助金申請期間

令和8年5月20日（水）～令和8年10月31日（土）
（専門家総合対策コースは令和8年8月31日（月））

※予算額に達した場合は、受付期間途中であっても受付を終了する場合があります。



労務管理、安全衛生情報を
随時掲載中！

大船渡監督署からのお知らせ

検索

